

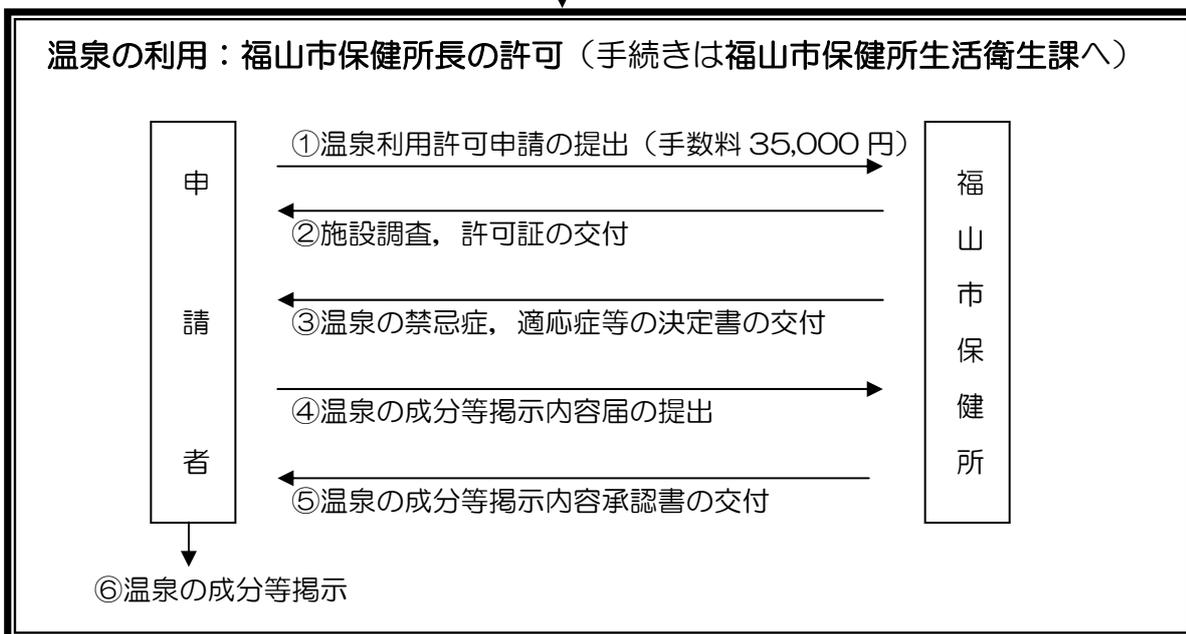
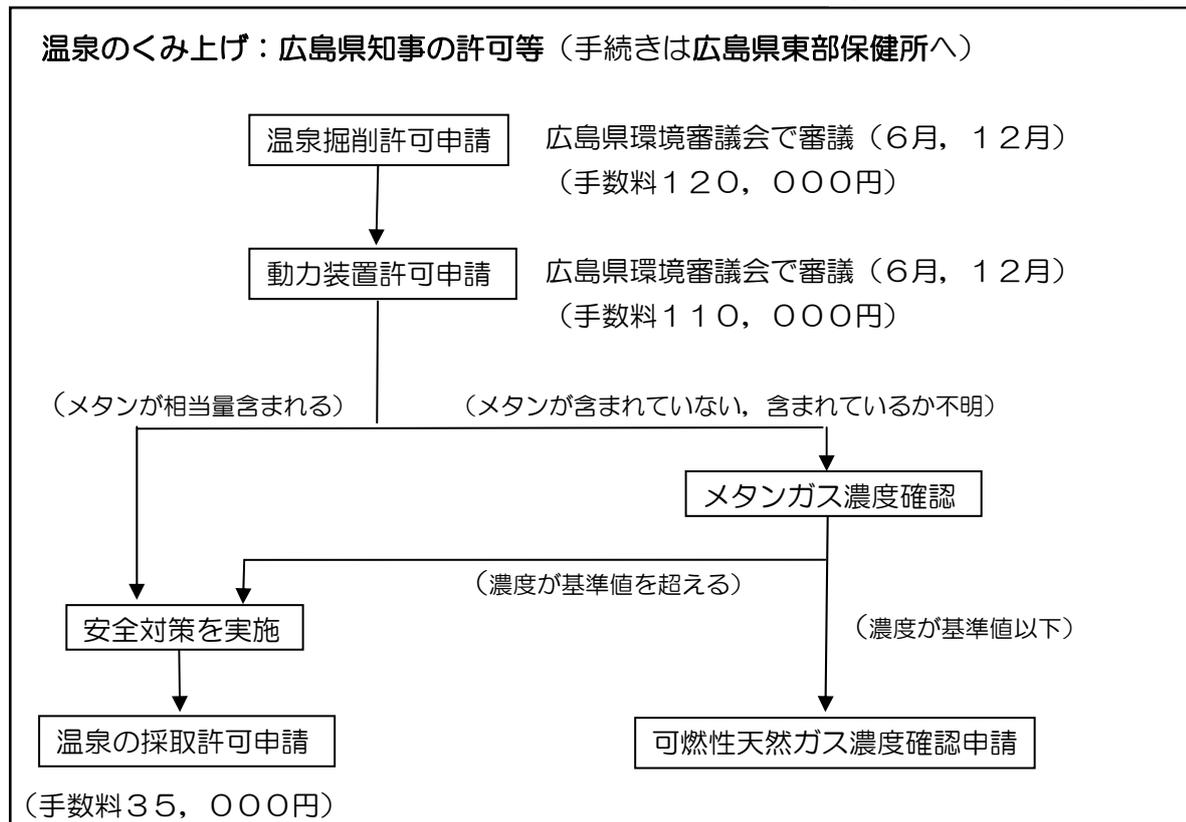
温泉を公共的に利用する方に

福山市内で温泉を旅館業や公衆浴場業のように、浴用又は飲用として不特定多数に利用させる場合は、福山市保健所長の許可が必要です。

また、温泉のくみ上げ（掘削、動力装置、採取又は天然ガス濃度の確認）は広島県知事の許可等が必要となります。詳しくは、広島県東部保健所にお問い合わせください。

《温泉利用許可申請までの流れ》

手数料は1件あたりの額



◆次の場合には、温泉利用許可申請の手続きが必要です。

- (1) 新たに温泉を利用する場合（次の場合を含む）。
 - (ア) 現に利用している源泉からゆう出する温泉の利用を廃止し、別の源泉からゆう出する温泉を利用する場合。
 - (イ) 現に許可を受けて利用している源泉に、別の源泉からゆう出する温泉を新たに混湯して利用する場合。
- (2) 現に許可を受けている施設に追加して、新たに利用施設を設置する場合。
- (3) 現に許可を受けている施設を変更する場合で、その施設の変更の前後に構造の一体性が認められない場合。
- (4) 許可を受けている者を変更（承継の承認を受けた場合を除く）する場合。
- (5) タンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンドにより温泉を公共の浴用又は飲用の目的で供給する場合。

1 温泉利用許可申請・・・1部提出／手数料 35,000 円／件

【添付書類】

	必要な書類	備考
(1)	欠格事項（法第 15 条第 2 項各号）に該当しないことを誓約する書面	
(2)	利用する温泉の成分分析成績書 ・温泉成分分析成績書（中分析による）の写し（※1, ※2）	・利用施設におけるものを原則とするが、利用場所とゆう出口間の距離、引湯施設、利用施設等からみて両者の温度、成分に差異がないと認められる場合は、ゆう出口のものでよい。
(3)	温泉の水質検査成績書 ・一般細菌及び大腸菌群の検査成績書の写し（※1, ※3） ・全有機炭素（TOC）の検査成績書の写し（※1, ※3）	飲用に供する場合のみ必要 ・飲用施設の蛇口から採水したものを検査したものであること。 ・飲用施設の蛇口から採水したものを検査したものであること。
(4)	利用施設の平面図及び配管図 ・平面図 ・配管図	・施設内の浴室、飲用施設、消毒装置及び換気口の位置が分かる図面 ・源泉からの引湯及び加水の様子及び循環（ろ過）装置の状況が分かる図面
(5)	利用施設の構造を示す図面	・浴槽、飲用施設の構造が分かる図面（立面図等）
(6)	定款又は寄付行為の写し（※1）	・申請者が法人の場合（原本の証明が必要）

※1 保健所で原本と照合します。

※2 登録検査機関によるものに限ります。

※3 水質検査実施に係る他法令に基づく機関が実施したもので可。

【その他】

温泉採取の許可証又は天然ガス濃度の確認証（原本）を確認しますので、持参してください。

2 温泉の成分等揭示内容届

●許可証が交付された後

保健所から許可証等が交付された後、提出が必要です。

【添付書類】

揭示内容を示す書類

利用する温泉の成分分析成績書の写し

【揭示内容】

(1) 揭示する内容は次の事項です。

- ①源泉名
- ②温泉の泉質
- ③温泉の温度
- ④温泉の成分
- ⑤温泉の成分の分析年月日
- ⑥登録分析機関名・登録番号
- ⑦禁忌症
- ⑧入浴又は飲用の方法・注意事項
- ⑨次に該当する場合はその旨及びその理由（浴用の場合）

加水, 加温, 循環, 入浴剤又は消毒

(2) 内容届を提出して揭示内容の承認を受けてから、成分等の揭示を行ってください。

●定期的な温泉成分分析検査をした後

前回の温泉成分分析を受けた日から 10 年以内ごとに登録分析機関で温泉成分分析を受け、速やかに保健所に温泉の成分等揭示内容届を提出してください。揭示内容の変更が必要となります。

《登録分析機関》

分析機関名称	所在地	電話番号
(株) 日本総合科学環境技術センター	福山市箕島町南丘 399 番地 46	084-981-0181
(財) 広島県環境保健協会	(東部支所) 福山市山手町五丁目 32 番 26 号	084-952-0007

3 飲用するための衛生管理

温泉飲用施設を衛生的に維持するため、次のように管理してください。

- (1) 源泉・中継槽・貯湯槽・引湯管等の施設・設備は、周辺環境から表流水等に汚染されないようにしてください。
- (2) 定期的（年 1 回以上）に、施設・設備の点検、清掃及び消毒を行ってください。
- (3) 定期的（年 1 回以上）に、細菌検査（一般細菌、大腸菌群）及び全有機炭素（TOC）の検査を行ってください。
- (4) 飲用コップは使い捨てにするなど、常に衛生的なものを使用するようにしてください。

4 温泉利用に係る変更届…1部提出

現に許可を受けている温泉利用施設について、当該温泉利用許可申請書に記載した事項に変更があった場合には変更届の提出が必要です。

【添付書類】

変更事項を証する書類（写しの場合は、原本と照合します。）

5 温泉利用に係る廃止届…1部提出

次の場合は、廃止届の提出が必要です。

- (1) 温泉利用を廃止した場合。
- (2) 温泉利用施設の増改築等により新たに許可を受ける場合。
- (3) 温泉成分分析の結果、温泉の定義に該当しないと判明した場合。

【添付書類】

現に許可を受けている温泉利用許可指令書

6 温泉利用許可承継承認申請…1部提出／手数料 7,400円

●法人の合併・分割の場合

法人が行っている利用の事業が、合併又は分割により他法人に承継される場合は、承継の承認を受ける必要があります。

【添付書類】

合併契約書の写し（法人の合併の場合）
分割計画書又は分割契約書（法人の分割の場合）
申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

●相続の場合

許可を受けた者が死亡し、相続により承継する場合は、死亡後60日以内に申請し、承継の承認を受ける必要があります。

【添付書類】

戸籍謄本（相続人すべてがわかるもの）
申請者が温泉利用を承継すべき相続人として選定されたことを証する相続人全員の同意書（相続人が承継者本人のみの場合は不要）
申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面

〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-22
福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当
電話：928-1165 FAX：928-1143